このため、公共職業安定所による雇用率未達成企業に対する厳正な雇用率達成指導や、アウトリーチ型の相談支援を実施していくとともに、除外職員制度及び除外率制度の段階的縮小の着実な実施、特例子会社の活用等により、障害者の職場を拡大する。

また、平成30年４月から法定雇用率の算定基礎に精神障害者が追加されることを踏まえ、企業が精神障害者の雇用に着実に取り組むことができるよう、就労支援及び定着支援の更なる充実を図ることや、職場定着支援や生活面も含めた支援等により、障害者の雇用の継続・安定を図りつつ、障害の種類及び程度に応じたきめ細かな対策を、総合的かつ計画的・段階的に推進していくことが必要である。

特に、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、雇用、福祉、教育、医療等の関係機関が密接に連携するとともに、これらの関係者も含め、地域において就労支援を担う人材を育成すること等により、障害者が、一般雇用へ移行できるようにしていく必要がある。さらに、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るためには、事業主をはじめとする国民一般の障害者雇用への理解が不可欠であることを念頭に置きつつ、引き続き人権の擁護の観点を含めた障害の特性等に関する正しい理解を促進することが重要である。

このほか、使用者による障害者虐待については、平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）に基づき、その防止を図る。

3　方針の運営期間

この方針の運営期間は、平成30年度から平成34年度までの５年間とする。

第１　障害者の就業の動向に関する事項

1　障害者人口の動向

⑴　身体障害者人口の動向

身体障害者数は、直近のデータによると、平成23年において、在宅の者386万４千人（平成23年厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」）、施設入所者７万３千人（平成23年厚生労働省「社会福祉施設等調査」等）となっている。

在宅の者について程度別の状況（平成23年）をみると、１級及び２級の重度身体障害者は163万７千人となっており、重度身体障害者は身体障害者総数の42.4％を占めている。

また、年齢別の状況（平成23年）をみると、65歳以上の者が266万人とその70.0％を占めており、一段と高齢化が進んでいる。

なお、「身体障害者福祉法」（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳所持者は、身体障害者手帳交付台帳登載数でみると、平成29年３月末現在で514万８千人（平成28年度厚生労働省「福祉行政報告例」）であり、平成25年３月末時点（523万２千人（平成24年度厚生労働省「福祉行政報告例」））と比べて減少している。

⑵　知的障害者人口の動向

知的障害者数は、直近のデータによると、平成23年において、在宅の者62万２千人（平成23年厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」）、施設入所者11万９千人（平成23年厚生労働省「社会福祉施設等調査」）となっている。

在宅の者について程度別の状況をみると、重度の者24万２千人、その他の者30万３千人となっている（平成23年厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」）。

なお、「療育手帳制度要綱」（昭和48年９月27日厚生省発児第156号）による療育手帳所持者は、療育手帳交付台帳登載数でみると、平成29年３月末現在で104万５千人（平成28年度厚生労働省「福祉行政報告例」）である。平成25年３月末時点（90万９千人（平成24年度厚生労働省「福祉行政報告例」））と比べて増加しており、理由として、以前に比べ知的障害に対する認知度が高くなっていることが考えられる。

⑶　精神障害者人口の動向

精神障害者数は平成26年において、在宅361万１千人、精神科病院入院31万３千人（平成26年厚生労働省「患者調査」）となっている。このうちには、統合失調症、気分〔感情〕障害（そううつ病を含む。）、神経症、てんかん等種々の精神疾患を有する者が含まれている。

また、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳は、平成29年３月末現在で92万１千人に対して交付されており、その内訳を障害等級別にみると、１級（精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）の者は11万６千人、２級（精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）の者は55万１千人、３級（精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの）の者は25万４千人となっており（平成28年度厚生労働省「衛生行政報告例」）、平成25年３月末時点（それぞれ69万６千人、10万２千人、43万１千人、16万３千人（平成24年度厚生労働省「衛生行政報告例」））と比べて、大幅に増加している。

2　障害者の就業の動向

⑴　障害者の就業状況

直近のデータによると、平成23年において、身体障害者の就業者の割合は45.5％、知的障害者の就業者の割合は51.9％、精神障害者の就業者の割合は28.5％（いずれも厚生労働省調べ）となっている。

直近の傾向としては、平成29年６月１日時点において、障害者の雇用者数は14年連続で過去最高を更新している（平成29年厚生労働省「障害者雇用状況報告」）。また、平成29年６月時点における就労系障害福祉サービスの利用者は33万３千人（国民健康保険団体連合会データ）であり、年々増加している。

⑵　障害者の雇用状況

50人以上の常用労働者を雇用している事業主の平成29年６月１日時点における障害者の雇用状況を見ると、前回の障害者雇用対策基本方針（平成26年度から平成29年度まで）の運営期間中に、雇用障害者数は43万１千人から49万６千人に増加し、実雇用率は1.82％から1.97％に上昇している。また、法定雇用率達成企業の割合は44.7％から50.0％に増加している。障害種別毎の雇用状況を見ると、同期間中に、身体障害者は31万３千人から33万３千人に、知的障害者は９万人から11万２千人に、精神障害者は２万８千人から５万人に増加している。企業規模別の状況を見ると、50人以上100人未満規模の企業の実雇用率は1.60％、100人以上300人未満規模では1.81％、300人以上500人未満規模では1.82％、500人以上1,000人未満規模では1.97％、1,000人以上規模では2.16％となっている。規模の大きい企業で実雇用率が高く、規模の小さい企業の実雇用率が低い。

また、障害者の雇用義務のある企業の29.3％は、一人も障害者を雇用していない状況となっている。

一方、公共職業安定所における障害者である有効求職者は24万１千人（平成28年度）であるが、そのうち身体障害者は９万人、知的障害者は４万３千人、精神障害者は９万８千人となっており、精神障害者の占める割合が年々増加している。また、身体障害者のうち重度身体障害者は４万人、知的障害者のうち重度知的障害者は１万人となっている。また、公共職業安定所における障害者の就職件数は９万３千件（平成28年度）であるが、そのうち身体障害者は２万７千件、知的障害者は２万件、精神障害者は４万１千件となっており、精神障害者の占める割合が年々増加している。また、身体障害者のうち重度身体障害者は１万１千件、知的障害者のうち重度知的障害者は４千件となっている（いずれも厚生労働省調べ）。

さらに、障害者の解雇者については、平成28年度における公共職業安定所に届け出られた障害者解雇者数は1,335人である（いずれも厚生労働省調べ）。